

運用指針

第2条③

供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減

カドガワ

ヒュウガ

東九州自動車道(門川IC～日向IC)の早期供用

東九州自動車道(門川IC～日向IC)の早期供用

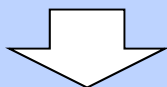
当初計画

【①A地区】

- ・土地収用法による用地取得(平成20年12月)を予定して供用時期を設定

【②B地区】

- ・土地収用法による用地取得(平成21年7月)を予定して供用時期を検討
- ・下層路盤工はセメント安定処理路盤工で計画



供用予定日:平成23年3月31日

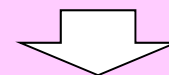
経営努力による変更

【①A地区】

- ・粘り強い交渉を実施し、平成20年3月に任意により用地取得し、約9か月間短縮

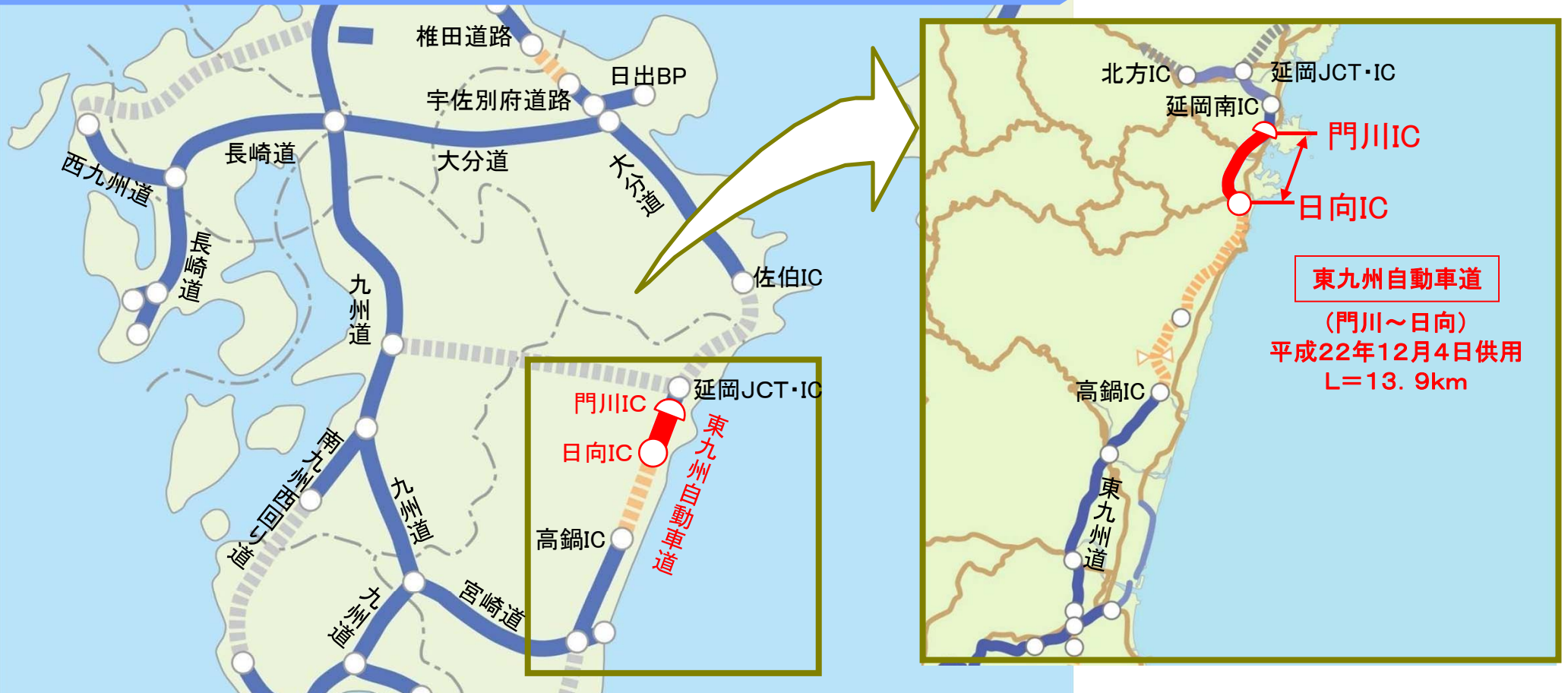
【②B地区】

- ・綿密な事前計画及び、度重なる関係機関との調整により、代執行手続きまでの期間を短縮
- ・粘り強い交渉の結果、代執行に至らず平成21年6月に解決(約1ヶ月間短縮)
- ・土工・舗装工事の施工班編成の見直しや、朝夕の作業時間を延長を実施
- ・下層路盤材に鉄鋼スラグを採用し、養生期間を短縮



供用日:平成22年12月4日
(117日間の早期供用)

東九州自動車道(門川IC~日向IC) 位置図



東九州自動車道(門川~日向)の路線概要

- ・東九州自動車道は、九州東部を北九州市から鹿児島市まで結ぶ高速自動車国道
- ・門川IC~日向IC間はH22.12.4開通
- ・物流の効率化が図られ、地域産業の活性化や発展に寄与

早期供用に向けた全体マネジメント

・クリティカルである①A地区と②B地区の任意解決に向け、鋭意交渉

・粘り強い交渉の結果、2件の収用案件を早期解決に導いた
①A地区 H20.12代執行⇒H20.3解決(約9ヶ月短縮)⇒クリティカル解消
②B地区 H21.7代執行 ⇒H21.6解決(約1ヶ月短縮)

・会社の事業関係者による全体工程検討を実施
(②B地区の更なる工程短縮を検討)

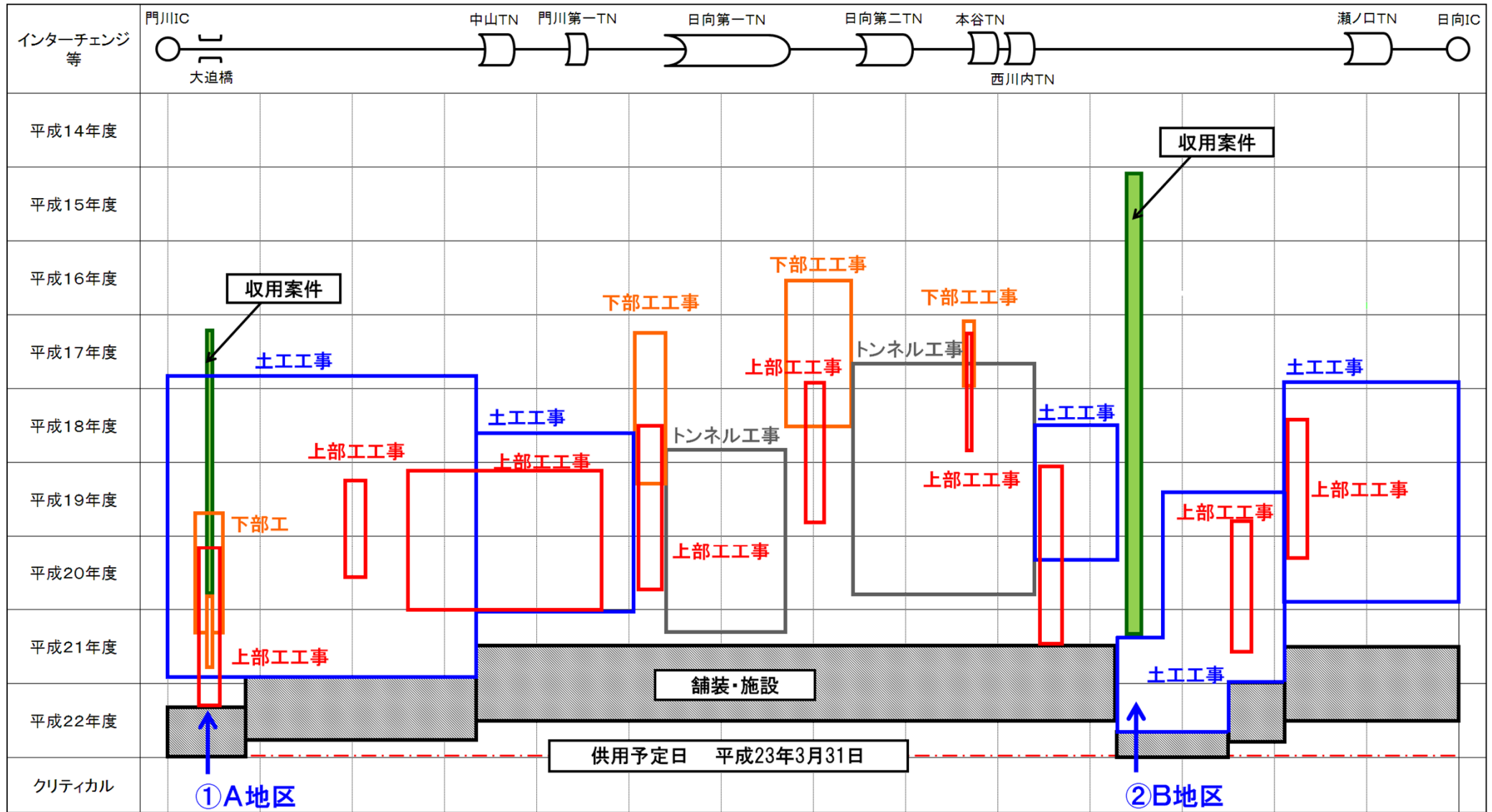
・B地区(土工工事)の工程短縮
(約2ヶ月短縮)

・舗装工事の工程短縮
(約1ヶ月短縮)

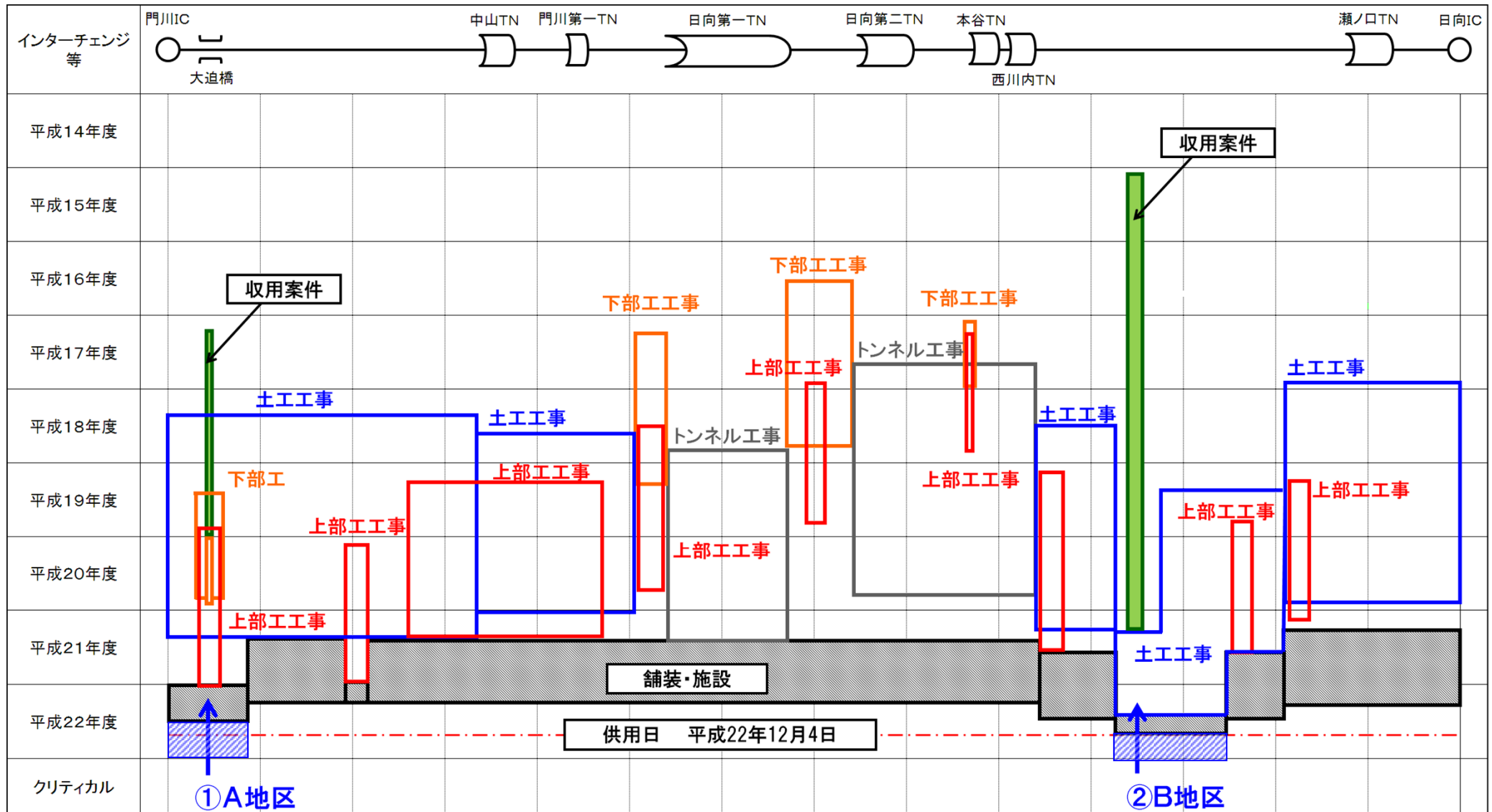
・H22.12を完成目標に、関係者協議、工事等に取り組む

全体マネジメントを行い、早期供用が実現(約4ヶ月)

当初工程(東九州自動車道 門川IC~日向IC)



実績工程(東九州自動車道 門川IC~日向IC)



① A地区の工程短縮【会社経営努力概要】

■当初工程表（収用の場合）

問題箇所	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度																	
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
A地区							権利取得裁決・明渡裁決																							
				事業認定告示	裁決申請・明渡裁決申立			審理			代執行手続き	代執行	橋梁下部工（1基）			橋梁上部工（L=251m）			舗装・施設											
開通予定日																														

■実施工程表（任意解決の場合）

問題箇所	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度																	
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
A地区							事業認定告示	任意解決		 工程上のクリティカルの1つが解消																				
開通日																														

◇工程短縮メニュー

【用地関係】

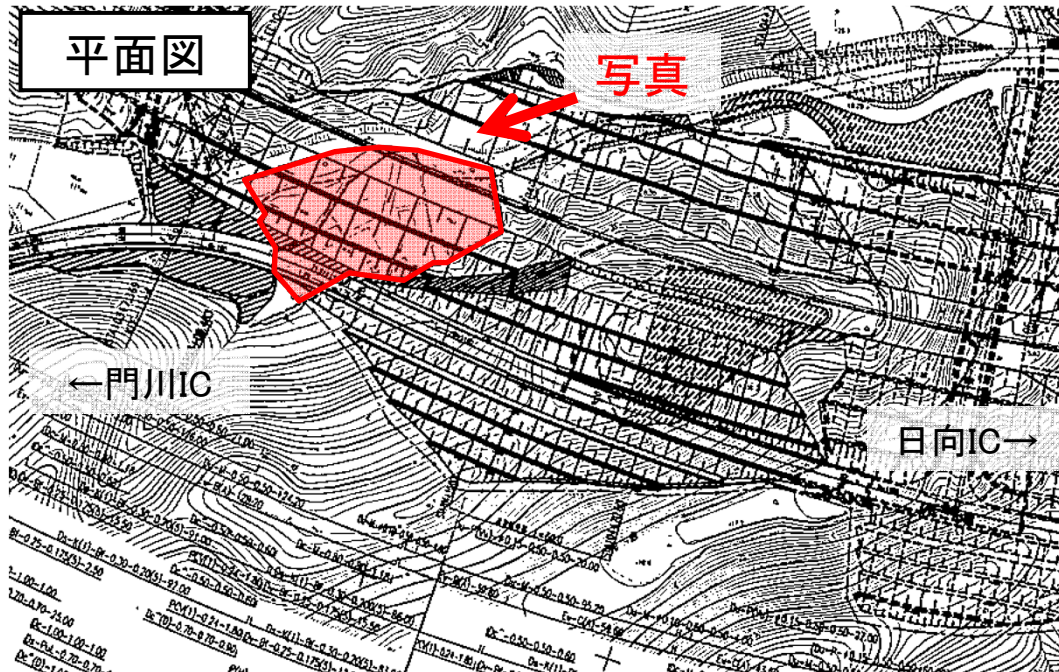
- ・NEXCOが提示した土地単価に不満をもたれていた地権者に対し、適正な土地価格であることを粘り強く、かつ丁寧に繰り返し説明を行った事により、平成20年3月に理解を得ることができ、計画より約9か月間早く工事着手が可能になった。
（交渉回数：約15回）

工程上のクリティカルの1つが解消

②-1 B地区の工程短縮【会社経営努力概要】

委員会限り

【B地区】補償金目的植栽により用地取得が難航



「補償金目的植栽」とは・・・

立木所有者が道路建設予定地などに、立木(苗木)を異常な密度で植栽し、事業者から不当に補償金を取得しようとする行為。

①-3 B地区の工程短縮【会社経営努力概要】

【舗装関係】



経営努力要件適合性の認定について

収用案件の解決や、作業時間の延長などにより、**供用までの期間を短縮したものである。**

運用指針第2条第1項第3号に該当

約4ヶ月の早期供用による金利の縮減



会社の経営努力による
ものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

③供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減